

## 1 事業名

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

## 2 事業の概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

- (1) 放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定を義務付ける。
- (2) 移動時において自動車を運行する際に、職員による利用者の所在確認を義務付ける。
- (3) 放課後児童支援員に係る研修の修了の基準を緩和する。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴う改正については、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

また、放課後児童支援員に係る研修の修了の基準を緩和については、他の自治体においても類似の措置を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

### 添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第28号 所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(非常災害対策)

第7条 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(支援員等)

第11条 略

(非常災害対策)

第7条 略

(支援員等)

第11条 略

2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することになった日（当該日が2以上あるときは、最も遅い日）から1年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

(1)～(10) 略

3～5 略

（虐待等の禁止）

第13条 略

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

3～5 略

（虐待等の禁止）

第13条 略

（衛生管理等）

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 略